

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和4年7月5日付けで審査請求人が行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「存在する契約書すべて」を不開示とした決定は、これを変更し、却下の決定をすべきである。

第2 請求対象公文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書の内容

存在する契約書すべて

2 決定の内容

公文書の開示請求権は、鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号。以下「条例」という。）により定められた手続上の権利であり、請求しようとする者は条例第4条に基づき適正な請求に努めなければならないところ、本件開示請求の対象公文書に該当する可能性がある公文書（約1万2,000件以上）が大量に及ぶため対象文書の範囲を絞り込むよう補正を求めたにもかかわらずこれがなされなかった。本件開示請求に係る開示を実施することとなると、実施機関の業務に著しい支障を生じさせることとなることから、条例の予定する業務執行の合理的な範囲を超えるものであり、本件開示請求は適正な請求とは認められないことを理由とする不開示決定

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 水経管第27-3号公文書不開示決定通知書の取消しを求め、情報開示を求める。

(1) 日本国憲法の趣旨に基づく、知る権利の侵害。

(2) 条例第1条の目的に反する。

(3) 条例第4条に基づき適正な請求をしている。

(4) 条例第7条の除外規定にあてはまらない。

(5) 令和4年7月5日に補正に対しての回答をしているにもかかわらず、8日程度で公文書不開示決定をされているので、開示に向けての努力が足りない。

(6) 約12,000件以上が大量とは思えない。

2 条例第1条により、情報開示をすることが前提であることが明らかである。また、審査請求人は、本件開示請求の通りの開示を求めており、勝手に特定しようとしたのは実施機関の方である。

本件開示請求に当たり、条例第2条第2項の除外規定には当たらないことは明らかである。

条例第7条により、不開示情報を除いて、開示することが大原則であることは明らかであり、かつ、本件開示請求において、不開示情報にも該当しないことも明らかである。

条例第12条第2項及び条例第13条により、著しく大量であっても、開示決定を出さ

なければならないことは明らかである。

また、処分庁は、「本件開示請求に係る開示を実施することとなると、該当する公文書の検索、特定、不開示情報の有無の確認、不開示情報の黒塗り、開示の実施等の一連の作業に仮に1件当たり30分かかるとし、担当者1人が専らこの作業に従事することとすると、約3年かかることが推計される。とすると、本件開示請求は本市の業務に著しい支障を生じさせる」と主張しているが、根拠が不明確である。担当者が10人であれば、3、4か月程度。業務に支障がない程度と主張する内容を鑑みると、1年もあれば十分である。

審査請求人が本件情報開示の通りの開示を求めたことに対して、処分庁の不開示決定は明らかな法令違反があり、本件審査請求につき認容すべきものである。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

条例第4条は、「公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と公文書の開示を請求しようとする者の責務を規定している。

本件開示請求については、該当の可能性がある公文書が約1万2,000件以上に及ぶため、該当する公文書に係る期間、分野、部署の特定について、条例第6条第2項の規定に基づき補正を求めたところ、審査請求人はこれに応じなかった。

本件開示請求に係る開示を実施することとなると、該当する公文書の検索、特定、不開示情報の有無の確認、不開示情報の黒塗り、開示の実施等の一連の作業に仮に1件当たり30分かかるとし、担当者1人が専らこの作業に従事することとすると、約3年かかることが推計される。とすると、本件開示請求は実施機関の業務に著しい支障を生じさせることとなることから、条例の予定する業務執行の合理的な範囲を超えるものであり、適正な請求であるとは認められない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

条例第6条第1項において、開示請求は開示請求をする者の氏名、住所等（第1号）及び開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項（第2号）を記載した開示請求書を実施機関に提出して行わなければならない旨を定めている。条例において、公文書を特定するに足りる事項を開示請求書の記載すべき必要事項として定めた趣旨は、実施機関において対象となる公文書を特定した上で、当該文書について公開しないこととする部分の有無を調査し、判断することを可能とするためのものである。

また、条例第6条第2項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる旨を定めているが、「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載に不備があり開示請求

に係る公文書を特定することができない場合等をいうものである。

本件開示請求は、「存在する契約書すべて」の開示を求めるものであるが、実施機関において契約という法律行為は多種多様な形で行われ、様々な標題の契約に関する文書が作成、保存されており、実質的には契約書に当たる性格の文書で「契約書」という標題以外で作成されているものも多数存在することは容易に想定できる。このことから、本件開示請求の単なる「契約書」という表現をもって、他の文書と識別可能な程度に対象公文書が明らかにされているとは認められない。

また、仮に「契約書」という標題の文書のみを開示請求の対象としていたとしても、行政組織の活動は幅広く、実施機関においても上水道、下水道の施設の設置、維持管理、料金徴収などの事業を行い、その中で行う契約についても、給水に関するもの、工事請負に関するもの、物品の購入に関するもの、委託に関するものなど多岐に渡る。一般的には、開示請求者がこれら全ての契約書の開示を希望することは考え難いことから、「存在する契約書すべて」のような包括的な請求では、本市の開示請求制度上は特定が不十分であると考えられる。

したがって、開示請求に係る公文書を特定できないことを理由に補正依頼を行った実施機関の判断は適正であるところ、審査請求人は、実施機関からの補正依頼に応じておらず、審査会としては、本件開示請求は、公文書を特定するに足りる事項の記載を欠く点において開示請求書に形式上の不備があることから不適法であり、権利の濫用の該当性について検討するまでもなく、却下の決定を行うべきであったと判断する。

なお、審査請求人は、条例第12条第2項及び第13条により、対象公文書が著しく大量であっても開示決定を出さなければならないことは明らかであり、本件開示請求についても開示決定すべき旨主張するが、当該規定は対象公文書が特定されていることを前提とするものであるから、審査請求人の主張は認めることができない。また、その他の審査請求人の主張についても、上記審査会の判断に影響を与えるものではない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和4年9月7日	実施機関からの諮問を受けた。
令和4年10月6日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。
令和4年11月24日 (第3回審査会)	答申案の審議を行った。
令和5年1月30日 (第4回審査会)	答申案の審議を行った。